

川崎市教育委員会委員長の選任について

川崎市教育委員会教育長の任命について

川崎市教育委員会委員長職務代理者の指定
について

平成26年4月1日

川崎市教育委員会委員（順不同）

峪 正 人 委員

吉 崎 静 夫 委員

高 橋 陽 子 委員

中 本 賢 委員

中 村 立 子 委員

渡 邊 直 美 委員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（委員長）

第十二条 教育委員会は、委員(第十六条第二項の規定により教育長に任命された委員を除く。)のうちから、委員長を選挙しなければならない。

- 2 委員長の任期は、一年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

（教育長）

第十六条 教育委員会に、教育長を置く。

- 2 教育長は、第六条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第二十七条、第二十八条及び第二十九条の規定の適用を妨げない。
- 4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。